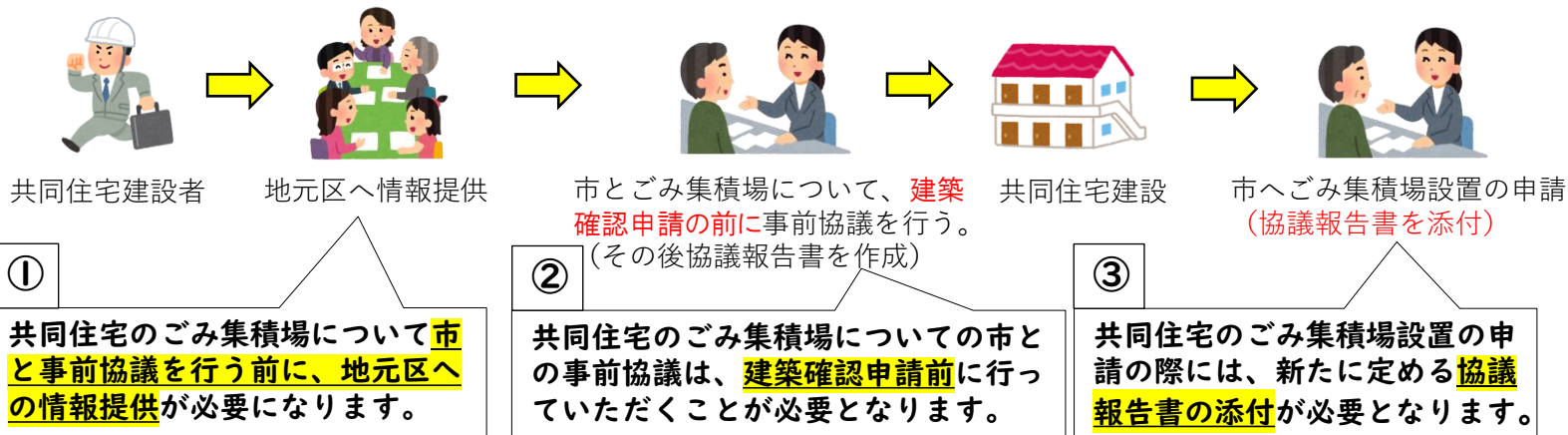


小牧市における共同住宅のごみ集積場新設にあたり、建築確認申請前に事前協議及び設置申請時に協議報告書の添付が必要になります！

----- 共同住宅のごみ集積場設置における手続きフロー(令和6年6月1日～) -----



令和6年6月1日以前に建築確認申請や市との事前協議を開始している場合について

令和6年6月1日以前に建築確認申請や市との事前協議を開始している場合は、今回の変更は適用されません。したがって、遡っての地元区への情報提供や、ごみ集積場設置の申請時における協議報告書の添付は不要となります。

地元区への情報提供について

共同住宅のごみ集積場に関して、様々なトラブルがあるため、建築確認申請前に地元区へ事前の情報提供を要するものです。



重要なお知らせ

令和6年6月1日より「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」の一部改正及び新たに「小牧市共同住宅におけるごみ集積場の設置に関する指導要綱」が施行されます。

- ① 地元区へ事前に情報提供していない。
 - ② 建築確認申請前にごみ集積場についての事前協議を行っていない。
 - ③ ごみ集積場設置の申請時に協議報告書が添付されていない。
- 上記①～③のいずれかに該当する場合、市はごみ集積場設置の申請を受理できません。ご注意ください。

詳細は、下記QRコードより小牧市ホームページにアクセスのうえ、ご確認ください。

【お問合せ先】 ☎485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市 市民生活部 ごみ政策課 ([TEL:0568-76-1147](tel:0568-76-1147)・[1187](tel:0568-76-1187))

規則・要綱について
(市ホームページ)

